

大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第57号

大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

大和市個人情報保護条例施行規則（平成10年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とする。

第7条第2項中「住所」の次に「（本人の委任による代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、当該代理人の氏名及び住所）」を加え、同条を第5条とする。

第8条第1項中「（括弧書き部分を除く。）」を削り、「第40条第2項」の次に「（いずれも括弧書き部分を除く。）」を、「ものは」の次に「、個人番号カード」を、「認める書類」の次に「（以下「本人確認書類」という。）」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条から第14条までを2条ずつ繰り上げる。

2 条例第18条第2項（括弧書き部分に限る。）に規定する開示を請求することができる者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類及びその者の本人確認書類とする。

- (1) 法定代理人 戸籍関係書類その他市長が必要と認める書類
- (2) 本人の委任による代理人 本人の委任状及び委任した者の本人確認書類の写し
- (3) 配偶者等 戸籍関係書類その他市長が必要と認める書類
- (4) 相続人 遺言書、戸籍関係書類又は遺産分割協議を終了した旨が分かる書類
- (5) 条例第17条第3項第4号に規定する者 市長が必要と認める書類

3 条例第28条第3項（括弧書き部分に限る。）に規定する開示を請求できる者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、その者の本人確認書類とする。

4 条例第32条第3項（括弧書き部分に限る。）に規定する訂正又は条例第40条第2項（括弧書き部分に限る。）に規定する利用停止を請求できる者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類及びその者の本人確認書類とする。

- (1) 法定代理人 戸籍関係書類その他市長が必要と認める書類

(2) 本人の委任による代理人 本人の委任状及び委任した者の本人確認書類の写し

第15条第2項中「第17条」を「第15条」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

第19条第2項中「住所」の次に「(本人の委任による代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、当該代理人の氏名及び住所)」を加え、同条を第17条とし、第20条を第18条とし、第21条から第23条までを2条ずつ繰り上げる。

第24条第2項中「住所」の次に「(本人の委任による代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、当該代理人の氏名及び住所)」を加え、同条を第22条とし、第25条を第23条とし、第26条から第29条までを2条ずつ繰り上げる。

別表第2中「第28条」を「第26条」に改め、同表関係条文の欄を次のように改める。

関係条文
第2条
第5条
第7条
第7条
第7条
第7条
第8条
第9条
第10条
第11条
第17条
第18条
第18条
第19条
第20条
第21条
第22条
第23条
第23条

第24条

第25条

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。